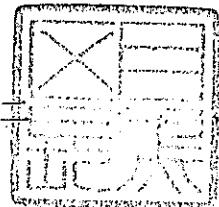




目 総 総 第 5 3 2 3 号  
平成 28 年 3 月 7 日

目黒区監査委員 横田俊文様  
目黒区監査委員 松島達雄様  
目黒区監査委員 橋本欣一様  
目黒区監査委員 武藤正浩様

目黒区長 青木英二



平成 27 年度工事監査の結果に対する措置状況について（回答）

平成 28 年 2 月 24 日付け目監第 627 号により通知がありました、平成 27 年度工事監査の結果に対する措置状況について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、別紙のとおり回答いたします。

以 上

所属：総務部総務課総務係

担当：明石

内線：2152



## 2 意見・要望事項措置状況

部局名：環境清掃部

意 見 ・ 要 望	
(1) 本施設については、マンションや住宅が隣接していることから、供用開始後は、作業ルールの遵守を徹底するとともに、振動、騒音等について適時に検証するなど、近隣への対応に十分留意しながら、本施設の適切な管理運営に取り組まれたい。 (清掃事務所)	
所 属 名	措 置 状 況 等
清掃事務所	施設運用に当たっては、近隣への配慮を踏まえ、作業ルールや注意事項の遵守を徹底するよう事業者を指導するとともに、適宜、現場確認を行い適切な管理運営に努める。

意 見 ・ 要 望	
(2) 現在の粗大中継所については、施設が廃止された後の跡地の取扱いについて検討し、有効活用を図られたい。 (清掃事務所)	
所 属 名	措 置 状 況 等
清掃事務所	現粗大中継所の区有地部分については、その一部を補助26号線から区道への取付道路整備用地として、東京都に譲渡する。残地については、面積が大幅に縮小し、また道路により二つに分断されるうえ、東京都から無償譲渡された平成13年から20年間は清掃事業用地としての用途指定があるため、それらの制約を考慮しながら、当面は、引き続き「ごみ収集運搬施設」として活用していく。